

## 不適正経理処理に関する緊急内部調査の概要

### 1. 事業者に対する書面調査の実施

行財政局行政監察部において、平成22年5月、本市に納入実績のある一定の事業者334社に対し調査票を送付し、本市から不適正な納入依頼があったかどうかについて書面調査を行った。

書面調査対象事業者は、過去5年間（平成17～21年度）で各所属において100万円以上の取引実績のある事業者とした。

その結果、334社の85%にあたる285社からの回答を得た。

- 設問内容は「預け金」「一括払い」「差替え」という「不適正な納入」を本市から求められ、応じたことがあるかどうか。
- 差替えの依頼があったと回答した事業者は7社（預け金、一括払いはなし）
- 差替えがあったと回答した事業者に対しては、別途、得意先元帳の写しなど関係書類の徴集やヒアリングを通じて不適正経理の有無を確認し、調査結果に反映させた。

### 2. 事業者からの関係書類の徴集

調査を厳正かつ客観的に行うため、本市の支払関係書類と事業者の関係書類を1件ごとに照合することが必要不可欠であると考え、行財政局行政監察部などにおいて、本市に納入実績のある一定の事業者64社に対し、訪問などにより、趣旨を説明のうえ得意先元帳の写しなど関係書類を提出いただけるよう強く協力要請を行った。

書類提出依頼事業者は、過去5年間（平成17～21年度）で各所属において一定の取引実績のある事務用品・印刷業者とした。

その結果、64社中の81%にあたる52社から得意先元帳の写しを入手することができた。

- 64社の取引件数・金額（約5万7千件、約33億円）に対して、得意先元帳の写しを入手できた52社の取引件数・金額は、約4万件・約24億円である。率にして、件数ベースで70%、金額ベースで73%である。

### 3. 各所属による内部調査の実施

① 実施時期 22年6月～7月

② 点検者 所属長

③ 調査方法

・業者の書類との照合

業者の得意先元帳と市の関係書類について、不適正な経理処理に該当していないかどうか1件1件照合した。

・職員へのヒアリング

所属職員に不適正経理処理の概念を周知した上で、平成17～21年度の担当者にヒアリングを行い、不適正経理の有無について調査を行った。

・チェックリストに基づく自主監査

備品の管理状況及び専決契約事務について、チェックリストに基づく自主監査を行った。

#### 4. 行財政局による実地調査の実施

各所属が行った調査内容の検証のため、行財政局において、特別体制を組んで、全庁的に実地調査を実施した。

① 実施時期 22年7月末～8月

② 点検者 行財政局職員

③ 調査方法

・調査結果のヒアリング

各所属が行った調査結果について各局室区の担当者にヒアリングを行った。

・事業者の関係書類と市の関係書類を照合

あらためて、業者の得意先元帳と市の関係書類について、不適正な経理処理に該当していないかどうか1件1件照合し、確認を行った。

・不適正経理によって購入した備品についての現物確認

不適正経理によって取得された備品について、該当の所属で、現物確認を行った。

#### [参考資料]

① 不適正経理の分類

② 不適正経理の概念図

③ 得意先元帳（サンプル）

④ 業者の得意先元帳と市の会計書類の照合

資料－４（参考資料①）

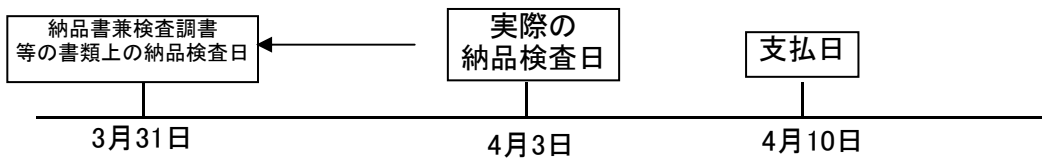
○ 不適正経理の分類

分類	内容	考え方	例示
a	会計年度の異なる支出	「翌年度納入」「前年度納入」といった支出命令書等の内容と同じ物品であるが、納品日と会計年度が異なる支出	消耗品全般
b	消耗品等の差替え	支出命令書等の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの又は印刷に伴う作業料（ファイリングや折込など）や送料、廃棄料など本来役務費で支払うべきものを需用費で支払っていたもの	消耗品全般 送料、廃棄料など
c	備品等の差替えで現物確認できたもの	支出命令書等（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち、職場において現物を確認できるもの（備品台帳で廃棄処分の確認ができるもの、複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）	業務用パソコン、デジタルカメラなど
d	備品等の差替えで現物確認できないもの	支出命令書等（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち、現物を確認できないもの	所在不明の業務用備品
e	備品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる備品等が納入されたもののうち、公金の支出として不適切なもの	リクライニングチェアなど
f	消耗品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる消耗品等が納入されたもののうち、公金の支出として不適切なもの	飲食物など
g	私的流用の疑いがあるもの	支出命令書等の内容とは異なる物品等が納入されたもののうち、私的流用の疑いがあるもの	私的流用の疑いのある備品など

## ○不正経理の概念図

## a. 会計年度の異なる支出

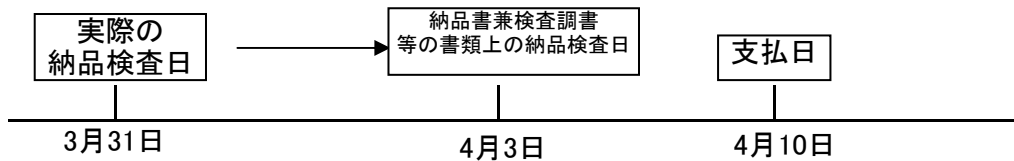
## ①翌年度納入



(概要)

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの。

## ②前年度納入



(概要)

物品が前年度以前に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの。

## b～g. 消耗品、備品等の差替え

## ③差替え

(例:①) (書類上の品目)				(実際の購入品目)			
品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
トナーカートリッジ	10本	22,000円	220,000円	パーソナルコンピュータ	1台	220,000円	220,000
⇒実際はパソコンを購入しているにも関わらず、契約上の品目をトナーと差替えて支払った。実際の購入品目がパソコン＝備品なので（「c. 備品等の差替え」に分類）							
(例:②) (書類上の品目)				(実際の購入品目)			
品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
フラットファイル	50冊	200円	10,000円	フラットファイル	50冊	200円	10,000円
シャープペン	40本	50円	2,000円	シャープペン	40本	50円	2,000円
付せん紙	50個	50円	2,500円	付せん紙	50個	50円	2,500円
コピー用紙	20個	1,500円	30,000円	トナー	1個	30,000円	30,000円
合計			44,500円	合計			44,500円
⇒実際はトナーを購入しているにも関わらず、契約上の品目をコピー用紙と差替えて支払った。実際の購入品目がトナー＝消耗品なので（「b. 消耗品等の差替え」に分類）							

(概要)

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの。

## 資料-4(参考資料③)

## 得意先元帳(サンプル)

神戸市〇〇局△△課

年月日	伝票No.	商品名	単価	数量	(消費税) 売上金額	入金金額	残高
21.4.7	1234	トナーC	4,800	2	480 9,600	入金済	10,080
		トナーA	5,500	1	275 5,500	入金済	15,855
		トナーB	5,500	1	275 5,500	入金済	21,630
		売上傳票合計			21,630		
21.4.13	5001	◇◇銀行◎◎支店				21,630	0
21.4.23	2345	トナーA	5,500	1	275 5,500	入金済	5,775
		売上傳票合計			5,775		
		(4月計) (掛売上)			27,405 27,405	21,630 21,630	
		(現金売上) (クレジット売上)			0 0	0 0	
21.5.7	3456	感光体ユニット	8,200	1	410 8,200	入金済	14,385
		売上傳票合計			8,610		
21.5.7	6001	◇◇銀行◎◎支店				5,775	8,610
21.5.13	4567	トナーC	4,800	2	480 9,600	入金済	18,690
		売上傳票合計			10,080		
21.5.15	7001	◇◇銀行◎◎支店				8,610	10,080
21.5.18	5678	トナーB	5,500	1	275 5,500	入金済	15,855
		売上傳票合計			5,775		
21.5.19	6789	トナーC	4,800	2	480 9,600		25,935
		トナーA	5,500	1	275 5,500		31,710
		売上傳票合計			15,855		
21.5.21	8001	◇◇銀行◎◎支店				10,080	21,630
21.5.26	9001	◇◇銀行◎◎支店				5,775	15,855
		(5月計) (掛売上)			40,320 40,320	30,240 30,240	
		(現金売上) (クレジット売上)			0 0	0 0	

○年月日・・・受注日(市との契約日)又は入金日(市の支払日)

○商品名・・・市に納品した品物

○売上金額・・・業者にとっての売上金額(市にとっての債務額)

○入金金額・・・業者にとっての入金(市の支払)額

○残高・・・業者にとっての未収(市の未払)額

## ◎業者の得意先元帳と市の会計書類の照合

## ○不適正経理と判断する事例

## (1) a. 会計年度の異なる支出

## ① 翌年度納入

## ア. 業者の得意先元帳

得意先元帳							
得意先：神戸市〇〇局△△課							
	日付	商品名	数量	単価	売上金額	入金額	売掛残高
①	08/03/29	ファイル	20	500	10,000		10,000
②	08/04/08	トナー	1	30,000	30,000		140,000

## イ. 市の会計書類

	起案日	納品検査日	品名	数量	単価	金額
①	08/03/30	08/03/31	ファイル	20	500	10,000
②	08/03/31	08/03/31	トナー	1	30,000	30,000

⇒業者の得意先元帳の日付が翌年度なのに、市の書類では納品検査日が現年度となっている場合、翌年度納入となる。

## ② 前年度納入

## ア. 業者の得意先元帳

得意先元帳							
得意先：神戸市〇〇局△△課							
	日付	商品名	数量	単価	売上金額	入金額	売掛残高
①	08/03/01	ファイル	20	500	10,000		10,000
②	08/04/01	トナー	1	30,000	30,000		140,000

## イ. 市の会計書類

	起案日	納品検査日	品名	数量	単価	金額
①	08/04/01	08/04/01	ファイル	20	500	10,000
②	08/04/03	08/04/03	トナー	1	30,000	30,000

⇒業者の得意先元帳の日付が前年度なのに、市の書類では納品検査日が現年度となっている場合、前年度納入が疑われる。（ただし、得意先元帳の日付は契約日又は納品日であり、年度がずれているからといって即断できないため、職員にヒアリングなどを行った上で前年度納入を認定した。）

## (2) b～g. 差替え

## ア. 業者の得意先元帳

得意先元帳							
得意先：神戸市〇〇局△△課							
	日付	商品名	数量	単価	売上金額	入金額	売掛残高
①	08/04/01	ファイル	20	500	10,000		10,000
②	08/04/08	デジタルカメラ	1	30,000	30,000		140,000

## イ. 市の会計書類

	起案日	納品検査日	品名	数量	単価	金額
①	08/04/01	08/04/08	ファイル	20	500	10,000
②	08/04/08	08/04/18	コピー代	一式	30,000	30,000

⇒業者の得意先元帳と市の書類が違う品目となっている場合、差替えとなる。  
 (例：「デジタルカメラ」⇒「コピー代」)